

請願第 1 号

「若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書」を国に提出してほしい旨の請願書

標記の請願を次のとおり地方自治法第124条の規定により提出します。

2017年12月8日

紹介議員

石 田 利 春
平 間 益 美

請 願 者

久喜市六万部1062-2
全日本年金者組合埼玉県本部久喜市協議会
久喜支部代表
稲 木 豊 作

久喜市栗橋東1-3-11
同協議会
栗橋支部代表
櫻 山 富 次

久喜市鷲宮5-4-15
同協議会
鷲宮支部代表
大 倉 至

久喜市菖蒲町菖蒲101-1
同協議会
菖蒲支部代表
遠 藤 哲 夫

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

「若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書」を国に提出してほしい旨の請願書

貴職におかれましては、久喜市民の生活向上と福祉増進のために日夜ご尽力いただき心からの敬意と感謝を申し上げます。

私たち年金者組合は、地域の活性化のため、文化レク活動や、助け合い活動を通じて、「一人ぼっちの高齢者をつくらない」と仲間の絆を深めながら奮闘しています。

厚生労働省は、2013年から今年までの4年間で「特例水準」の解消による2.5%の削減、「マクロ経済スライド」の発動により0.9%の削減、2016年度の消費者物価指数下落により、0.1%削減などで、合計3.5%も目減りさせました。

さらに、「少子化」と「平均寿命の伸び」を口実に、「マクロ経済スライド」を使って、これから30余年も年金を減額させようとしています。年金はほとんどが消費にまわります。年金額は当該自治体の財政にも大きく影響します。

同時にマクロ経済スライドをはじめこれからも際限なく年金の減額が行われれば、低賃金の非正規雇用で働く若者（将来の年金者）にとっても大変深刻な問題となります。

昨年臨時国会で年金受給資格期間は25年から10年に短縮され、約64万人の無年金者が年金を受給できるようになりましたが、私たちの当面の要求である毎月支給に関しては、相変わらず拒否するかたくな態度をとり続けています。

「マクロ経済スライド」の撤回「最低保障年金制度」の実現にも足を踏み出そうとしていません。

こうした事態を打開するため、下記事項を実施するよう、地方自治法第99条に基づき、国会または政府関係省庁に「意見書」を送付されるようお願いいたします。

記

1. 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
2. 年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。
3. 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を実現すること。
4. 年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。

以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします